

国見町では、高齢化や要支援・要介護認定者の増加などの状況に対し、高齢者のみなさんが住み慣れた町で、健康で自立した生活を送ることができるよう「国見町第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型特別養護老人ホームとグループホームの整備を検討してきました。

整備については、一昨年に公募で選定された社会福祉法人厚慈会が、これまで開設に向け準備を進めてきましたが、この度、11月開設に向けて工事が着工しましたので、施設の概要をお知らせします。

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするた



1月21日には整備計画について地元説明会を開催

【施設の概要】

地域密着型特別養護老人ホーム  
もり  
**「国見の杜」**

- 所在地 特別養護老人ホーム「国見の里」隣接地
- 定員 29人（4人部屋7室、1人部屋1室）

※要介護3以上の方が入所できます。

グループホーム  
**「国見の丘」**

- 所在地 特別養護老人ホーム「国見の里」隣接地
- 定員 2ユニット18人（個室）

※認知症の高齢者が共同で生活できる場で、要支援2以上の方が利用できます。

※厚慈会では施設開所にあわせて、介護職員・看護職員・機能訓練指導員など職員を募集しています。詳しくは、国見の里までお問い合わせください。



施設イメージ

地域密着型特別養護老人ホームとグループホームを整備します

◆問い合わせ  
保健福祉課長寿介護係  
☎585・2125  
社会福祉法人厚慈会  
特別養護老人ホーム国見の里  
☎585・5161

めのサービスで、利用者は基本的には町民に限られません。



道の駅国見あつかしの郷など3施設に  
**観光・防災 Wi-Fi**  
(公衆無線 LAN)  
**を設置します**

町では、災害時でも町民のみなさんがインターネットを使い情報収集できるように、役場庁舎、観月台文化センター、道の駅国見あつかしの郷の3施設に観光・防災 Wi-Fi ステーション（公衆無線 LAN）を設置します。通常時には行政、観光、イベント、農産物の特産品情報なども発信していきます。

スマートフォンやタブレットなどを使って Wi-Fi に接続すれば、無料でインターネットを利用できます。

設置工事は3月中に完成し、役場と観月台文化センターは4月から、道の駅国見あつかしの郷は5月3日のオープンから接続サービスを開始する予定です。

WiFiってなに？

パソコンやスマートフォン、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）で LAN (Local Area Network) に接続する技術です。

Wi-Fi に接続すればスマートフォンなどがインターネットにつながり、データ量を気にせず利用できるようになります。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

委員の区域及び定数	農業委員（※①）		農地利用最適化推進委員			
	区域	定数	区域名	定数	区域名	定数
町内全域	8人	藤田・山崎	1人	徳江・塚野目	2人	
		石母田	1人	貝田・光明寺	1人	
		鳥取・内谷	1人	高城	1人	
		小坂・泉田	1人	大木戸	1人	
		森山	1人	西大枝・川内	1人	
資格	農業に関する識見があり、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人		農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見がある人			
主な業務内容	○農地法に係る権限事務（農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定、農地転用許可など）について、毎月の農業委員会総会に出席し、審査及び決定を行う。 ○農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定を行う。		○担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などについて、担当地区で現場活動を行う。 ○必要に応じて農業委員会総会に出席し、推進委員として意見を述べる。 ○人・農地プランなど、地域の話し合いへの参加。			
任期	平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）		平成29年7月20日～平成32年7月19日まで（3年間）			
報酬	228,000円（年額） 追加で活動に応じた能率給もあり		182,400円（年額） 追加で活動に応じた能率給もあり			

- 受付期間  
4月3日(日)から5月2日(日)
- 募集方法  
個人及び団体からの推薦と一般公募
- 推薦・応募方法  
町産業振興課、農業委員会事務局で推薦書・応募書を配布します。町ホームページからもダウンロードできます。
- 提出先  
町産業振興課、農業委員会事務局。郵送でも可（5月2日の消印有効）。
- 問い合わせ  
産業振興課（農業委員会事務局） ☎ 585-2890

（※①）農業委員の構成として、次の要件があります。  
・過半数を認定農業者とすること・農業者以外で中立的な立場の方を最低1人は任命すること・青年、女性の登用が求められていますので、積極的な推薦・公募をお願いします。